

令和2年5月21日

保護者 様

佐野市教育委員会教育長
津布久 貞夫
佐野市立氷室小学校長
立川 公重

佐野市立学校の臨時学校休業終了及び学校再開後の対応について

政府による「緊急事態宣言」が、栃木県においては5月14日に対象から外れましたが、佐野市立学校の臨時学校休業につきましては、4月30日にお知らせしたとおり、5月31日までとし、6月1日から学校を再開することといたします。

つきましては、学校再開後の教育活動について、保護者の皆様にも下記のことについてご留意願います。

記

1 学校再開後の感染症対策

学校再開後の教育活動については、①こまめな手洗いの徹底、②3つの密（密閉・密集・密接）を避ける工夫、③児童生徒や教職員のマスク着用（咳エチケット）の徹底、④校内必要箇所の消毒の徹底など、感染症対策を徹底します。

ご家庭でも、以下の点について、ご留意願います。

(1) 登校前、家庭での検温の実施

※発熱がある場合は登校を見合わせる。

(2) マスク、ハンカチなど携行品の確認

※マスクは登下校時も着用する。

(3) 帰宅後の手洗いの徹底

2 夏休み期間の更なる短縮

夏休みについては、期間を短縮し、令和2年8月1日(土)から8月29日(土)までとお伝えしましたが、授業時数の更なる確保のため、これを改め、以下のとおりといたします。

夏休み期間：令和2年8月1日(土)から令和2年8月16日(日)まで

3 学校給食

小学校第1学年及び義務教育学校第1学年も含め、6月1日(月)から、全学年で学校給食を実施します。

なお、口座引き落とし事務手続きの関係から、4・5月分の給食費を既に保護者の皆様からいただいておりますので、いただいている4・5月分は6月分及び夏季休業期間の短縮に伴う授業日増分の給食費に充てさせていただきます。

御理解の程、よろしくお願いいたします。